行政・司法判断にみる臨床実習指導者のハラスメント

1. 国会質疑における臨床実習指導者のハラスメントへの言及

第 196 回国会において、臨床実習に関する質問主意書が提出された。リハビリ職の臨床実習に関して臨床実習生に対して行われたアンケート結果が示された。内容(一部抜粋)は以下の通りである。

- ・毎日自宅に持ち帰り課題を行っていた(全体の70%)
- ・自宅で課題に費やす1日当たりの時間数は3時間以上(同60%)
- ・講義日より3~4時間程度睡眠時間が少なかった(同45%)
- ・「実習指導者からのハラスメントと思われる言動等」を受けたことがある(同20%)

これらのアンケート結果をもとに、「病院やクリニック等臨床現場における 8~9 時間にも及び実習の後、毎日課題を持ち帰らせ、翌朝提出させるような方式の臨床実習は「1 単位を 45 時間の実習をもって構成すること」としている現在の指定規則・ガイドラインに違反しているのではないか、というのが質問の主意であった。

この質問に対する答弁は、1単位の時間数である「45 時間」とは、臨床実習の時間外に当該臨床実習に必要な書類の作成等を行う時間も含む」とされた。

2. 判例にみる臨床実習指導者のハラスメント

前項の国会において提出された内容はある民事訴訟が影響していると考えられる。2018 年に大阪地裁で判決が下された、ある臨床実習生の自殺に関しての裁判である。

1)事件概略

医療機関で臨床実習を受けていた実習生が自殺をした。自殺の理由として、臨床実習指導者のハラスメントがあった。

ハラスメントは以下の内容(一部抜粋)であった。

- ・実習生が実習としてある検査を実施した。しかし、実習指導者は突然「意味がないから中止」と中断の 指示を出した。また、この件を日誌に書かなかったことに対し「(実習を)ボイコットしているのとー 緒」と一方的に伝え「今日はもう見せたくない。帰るか。」と述べ帰宅を促し臨床実習の単位が修得出 来ない状況を示唆した。
- ・実習生が実習に要した時間は、月水金曜日は1日当たり少なくとも約9時間であり、火木土曜日は1日当たり少なくとも約5時間であった。1週間当たり少なくとも約42時間であった。また、症例日誌等の作成に要した時間は、1日当たり平均約4時間であり、1週間当たり平均約28時間であった。当該実習生は医療機関と家庭内で、週当たり70時間の学習時間となっていた。

2) 裁判において認定されたハラスメント

この裁判では養成校と実習先の医療機関が被告となった。判決においてハラスメントとして認定された内容は以下の通りであった。

- ・実習指導者の言動は、「一方的に不安感や屈辱感を与えるものであって、過度に心理的負荷を与える ものである」、「一方的に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感等の過度に心理的負荷を与えるものであ る」として、注意義務に違反する行為と認定された。
- ・実習生の医療機関と家庭内での一週間あたりの学習時間の合計が、厚生省指導要領基準の 45 時間を 大幅に超えて平均約 70 時間になっていた。「臨床実習を指導する立場である実習指導者は、実習生 に対し具体的な作業時間や睡眠時間等の確認を行うなどして学習時間の実情を把握し、それが質的・ 量的に過重なものとなっていないかを検討し、それが過重な場合には改善するための指導をするべ きであったにもかかわらず、実習生に対して学習記録の確認すらしたことがなかった」ことが注意義 務に反するとされた。

3) 判決

医療機関、養成校と連帯して 6125 万 1000 円の支払いが命じられた。医療機関、養成校の双方に実習生に対する安全配慮義務違反を認めた判決であった。この裁判において医療機関側は「教育の本質として強制的・懲戒的側面があることは否定できないため、臨床実習指導者には実習生に対して一切の疲労や心理的負荷を与えてはならない義務があるとするのは不合理である。」と主張して争ったが、「臨床実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、実習生の心身の健康を損なう危険性があることは明らかであることをも考慮すると、本件実習における臨床実習指導者は、実習生として受け入れた実習生に対し、安全配慮義務の内容として、本件実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して実習生の心身の健康を損なうことがないようにすべき注意義務を負っていたと解するのが相当である。」と結論付けられている。